



家庭用及びこれに類する用途の低電圧用 接続器具－第 1 部：通則

JIS C 2814-1 : 2009

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 13.8.20 改正：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

財団法人電気安全環境研究所

(〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12 TEL 03-3466-5162)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般事項	4
5 試験に関する一般事項	4
6 主要特性	5
7 分類	5
8 表示	6
9 感電保護	6
10 導体の接続	7
11 構造	7
12 耐劣化性、耐湿性及び固形物の侵入又は水の有害な浸入に対する耐久性	8
13 絶縁抵抗及び耐電圧	9
14 機械的強度	10
15 温度上昇	11
16 耐熱性	12
17 空間距離及び沿面距離	13
18 絶縁材料の耐過熱性及び耐火性	13
19 絶縁材料の耐トラッキング性	14
20 EMC 要求事項	15
附属書 A (参考) 定義の基礎としての接続器具模型図	16
附属書 B (参考) mm ² の断面積の導体と AWG サイズとの関係	17
附属書 JA (参考) 導体の種類	18
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	19
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 2814-1:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 2814 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 2814-1 第 1 部：通則

JIS C 2814-2-1 第 2-1 部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項

JIS C 2814-2-2 第 2-2 部：ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項

JIS C 2814-2-3 第 2-3 部：絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項

JIS C 2814-2-4 第 2-4 部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項

家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具— 第 1 部：通則

Connecting devices for low-voltage circuits for household and similar purposes—Part 1: General requirements

序文

この規格は、2002 年に第 2 版として発行された **IEC 60998-1** を基とし、我が国の配電事情に適応させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施している箇所は、対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、定格電圧が 1 000 V 以下で周波数が 1 000 Hz 以下の交流、又は 1 500 V 以下の直流で、断面積が 0.2 mm² 以上 35 mm² 以下の非可とう導体 (単線又はより線) 又は可とう導体 (**JIS C 3664**, **IEC 60344** 又は関連する **JIS** に従うもの) を 2 本以上接続するための家庭用及び類似の用途に使用する接続器具単体について規定する。

注記 1 関連する **JIS** に従うものを除き、0.5 mm² よりも低い定格接続容量は **IEC 60344** に、0.5 mm² 以上の定格接続容量は **JIS C 3664** に準拠する。

注記 2 “非可とう導体” には、“単線” 及び “より線” (“同心より線” 及び “円形圧縮より線”) の両方が含まれる。また、“可とう導体” とは “集合より線” を示す (**附属書 JA** 参照)。

注記 3 対応国際規格では、AWG 導体用端子が適用範囲に含まれているが、AWG 導体については、この規格では参考として扱うため適用範囲から除外した。mm² と AWG サイズとの関係については、**附属書 B** に示す。

注記 4 関連する **JIS** とは、6.2 に示すタイプ 2 の標準定格接続容量を規定している電線関連の **JIS** である。

ねじ込み形接続器具用及び絶縁貫通形締付式接続器具用以外の特殊工具の使用を必要とする接続器具には、この規格を適用しない。

この規格は、次に示す個別要求事項を規定する **JIS C 2814-2** の規格群 (以下、第 2 部という。) とともに用いる通則である。

- ねじ形締付式接続器具 (**JIS C 2814-2-1**)
- ねじなし形締付式接続器具 (**JIS C 2814-2-2**)
- 絶縁貫通形締付式接続器具 (**JIS C 2814-2-3**)
- ねじ込み形接続器具 (**JIS C 2814-2-4**)
- [接続ボックス (**JIS C 2814-2-5**) を削除した。]